平成２３年（フ）第１２３号
北海道旭川市神楽６条11丁目９番３号　小林辰代
債務者　長内　佑哉
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
北海道旭川市神楽６条11丁目９番３号　小林辰代
債務者　長内　邦子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３６号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地12―302
債務者　渡辺まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４３号
横浜市瀬谷区相沢１丁目36番地２　ガーデンパレスかまたＥ号棟103号室
債務者　澤田　　健
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
横浜市瀬谷区相沢１丁目36番地２　ガーデンパレスかまたＥ号棟103号室
債務者　澤田久美代
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０２号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目131番地１　ヒルサイドテラス101号
債務者　杉浦　裕子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３４号
横浜市青葉区鴨志田町512番地　市営鴨志田住宅３棟306号
債務者　植木　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６４号
横浜市都筑区牛久保西２丁目４番17―102号
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６８号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目47番５―201号
債務者　大竹　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７６号
神奈川県大和市南林間６丁目19番８号
債務者　芝原　辰則
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２７号
神奈川県大和市南林間２丁目15番17号　ハイツ蔵田101
債務者　二瓶　利春
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５５号
横浜市青葉区鴨志田町1212―１　金子寮、住民票上の住所北海道余市郡余市町栄町589番地
債務者　藤　　榮次
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９２号
横浜市鶴見区向井町２丁目67番地の２
債務者　亀田　智由
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷860番地４　ハイツ平石101
債務者　川口喜美子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１８号
大阪府寝屋川市点野５丁目13番６号
債務者　星原　晶一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部